

1 指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始に当たり、厚生労働省令37号の第8条に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	Your.c medical 株式会社
所在地	〒400-0117 山梨県甲斐市西八幡2466-10
代表者名	代表取締役 松山耀
電話番号	電話 080-4324-0254

2. 事業所概要

事業者名称	ユアー訪問看護リハビリステーション中央市
指定番号	1962390033
所在地	〒409-3802 山梨県中央市西新居1-83
電話番号	電話 055-269-9390

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めたご利用者様に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

- (1) ユアー訪問看護リハビリステーション中央市（以下、本事業所という。）の看護師その他の従業者は、ご利用者様の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師・保健師	3名以上	
准看護師		
理学療法士	1名以上	
事務員	1名	

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（訪問日に関しては365日営業） 午前8時30分から午後5時30分
----------	---

6. サービス内容

- ・病状等観察（血圧、脈拍、体温、SPO2）
- ・療養指導（生活上の注意事項、食事指導、排泄に関する対策や指導等）
- ・体位交換
- ・栄養、食事の援助
- ・排泄援助
- ・整容、更衣
- ・移動、移乗、散歩時の介助
- ・保清（入浴、清拭、陰部、足浴、髭剃り、口腔ケア）
- ・療養環境整備、支援（居室、換気、日常生活用具等）
- ・リハビリテーション看護（拘縮予防、座位及び歩行訓練、嚥下訓練等）
- ・認知症、精神障害者のケア
- ・外来等受診同伴
- ・ご家族様等支援（介護方法の助言、相談対応等）
- ・社会資源調整、退院支援
- ・酸素管理
- ・吸引（器官内、口、鼻腔）、吸入
- ・膀胱留置カテーテル交換、管理、膀胱洗浄
- ・褥瘡予防、処置
- ・創傷処置
- ・在宅中心静脈栄養実施、管理
- ・経管栄養実施、管理
- ・人工肛門処置、管理
- ・人工膀胱処置、管理
- ・胃ろう管理
- ・気管カニューレ交換、管理
- ・人工呼吸器管理
- ・緩和ケア
- ・ターミナルケア
- ・血糖値管理
- ・服薬管理
- ・注射、点滴実施、管理
- ・浣腸、摘便
- ・検査補助
- ・その他緊急対応等

7. 営業地域

営業日・営業時間	中央市、甲府市、昭和町、南アルプス市、甲斐市、市川三郷町、笛吹市
----------	----------------------------------

※規定地域以外への訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

8. 利用料

【介護保険対応 訪問看護利用料金（非課税）】

サービス内容	単位 (要介護)	単位 (支援)	サービス提供時間 基本単位
訪問看護Ⅰ-1・時間内	314	303	一回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内	471	451	一回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内	823	794	一回につき 30分以上 1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内	1,128	1090	一回につき 1時間以上 1時間30分未満
訪問看護Ⅰ-5(PT・OT)	294	284	※リハビリ 20分
特別管理加算Ⅰ (1ヶ月に1回)	500	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置、カテーテル等を使用している状態であること
特別管理加算Ⅱ (1ヶ月に1回)	250	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態であること
複数名訪問看護加算(Ⅰ) (30分未満) (30分以上)	254 402	254 402	一回につき複数名の看護師等が1人のご利用者様に訪問を行った場合に算定
複数名訪問看護加算(Ⅱ) (30分未満) (30分以上)	201 317	201 317	一回につき看護師等が1人と看護補助者が同時にご利用者様に訪問を行った場合に算定
長時間訪問看護加算	300	300	1時間30分以上の訪問看護を算定した場合
初回加算(Ⅰ)	350	350	退院した日に初回の訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	300	300	退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合
退院時共同指導加算	600	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合
*緊急時訪問加算Ⅰ	600	600	1ヶ月につき1回算定
*ターミナル加算	2,500	2,500	死亡月に1回算定

*PT：理学療法士、OT：作業療法士 リハビリの上限は週120分までです。

*介護予防訪問看護加算の利用料も同様の金額になります。

※夜間・早朝(午前6時～午前8時まで、又は午後6時～午後10時まで)は、25%増しになります。

※深夜(午後10時～午前6時)は、50%増しになります。

※准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

《利用料負担額の計算方法》

単位数<*1> × 10 = 利用者負担額

<*1> 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

【運営基準に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	交通費は、距離に関係なく頂く事はありません。

【医療保険対応 訪問看護利用料金 （非課税）】

基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適応されます。健康保険証・老人医療証・健康手帳をご提示ください。利用料については次のように区分されます。

訪問看護管理療養費(Ⅰ,Ⅱ)	月の初日の指定訪問看護 月の2日目以降の指定訪問看護	初日 7,670円 2日目以降 Ⅰ：3,000円 Ⅱ：2,500円
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日までの指定訪問看護	5,550円
	週4日目以降の指定訪問看護	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) 同一日2人まで	週3日までの指定訪問看護	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者) 同一日3人以上	週3日までの指定訪問看護	2,780円
	週4日目以降	3,280円
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊者)		8,500円
精神訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日までの指定訪問看護	30分未満 4,250円 30分以上 5,550円
	週4日目以降の指定訪問看護	30分未満 5,100円 30分以上 6,550円
精神訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者) 同一日2人まで	週3日までの指定訪問看護	30分未満 4,250円 30分以上 5,550円
	週4日目以降の指定訪問看護	30分未満 5,100円 30分以上 6,550円

精神訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者) 同一日3人以上	週3日までの指定訪問看護	30分未満 2,130円 30分以上 2,780円
	週4日目以降の指定訪問看護	30分未満 2,550円 30分以上 3,280円
精神訪問看護基本療養費Ⅳ (入院中の外泊者)	入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中1回(厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定。	8,500円
訪問看護情報提供療養費	町に保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(在宅で死亡した場合)	25,000円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	特別養護老人ホーム等で死亡した場合	10,000円
難病等複数回訪問加算	1日に2回訪問した場合	4,500円
難病等複数回訪問加算	1日に3回訪問した場合	8,000円
長時間訪問看護加算	90分以上の指定訪問看護を行った場合(週1日を限度)	5,200円
乳幼児加算	6歳未満の訪問看護 厚生労働大臣が定める者に該当する場合	1800円/日
	上記以外の場合	1300円/日
複数名訪問看護加算	ステーションの看護師職員と他の看護師や保健師等と同時に指定訪問看護を行った場合	4,500円
	ステーションの看護師職員と他の准看護師と同時に指定訪問看護を行った場合	3,800円
	ステーションの看護師職員と他の看護補助者と同時に指定訪問看護を行った場合	3,000円
24時間対応体制加算	24時間の対応体制にある場合	6,800円
特別管理加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	5,000円
	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	2,500円

退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護保険老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文章により提供した場合。	8, 000円
退院支援指導加算	利用者と退院日の訪問が必要であると認められた利用者に対し、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合	6, 000円
在宅患者連携指導加算	医療機関等に文章等により情報共有を行い、療養上必要な指導を行った場合	3, 000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変等に伴い、医師等又は介護支援専門員と共同で患家に赴き、共同で療養上必要な指導を行った場合	2, 000円

【自費での訪問看護（税込）】

算定項目		サービス内容	
在宅での訪問看護		1時間	9,000円
延長料金	1時間を超えたサービスを提供した場合	30分毎	4,500円
在宅以外での訪問看護		1時間まで	9,000円
受診の同行		1時間まで	9,000円
死後の処置	亡くなられた後の処置と処置材料費込みで	10,000円	
キャンセル料	サービス利用日(ご連絡のない場合)	訪問毎	4,000円

※但し、ご利用者様の容態の急変など、緊急をやむを得ない事情がある場合を除く。

また、生活保護・原爆・結核等公費負担制度に対応しています。

「特定疾患治療研究事業」の対象となっている56疾患の方は、訪問看護の自己負担が公費負担となります。

※上記金額は10割負担での金額ですので、各種保険証の負担割合によって負担金額が決定いたします。

○利用料金の支払い方法

毎月、10日前後に前月分の請求書をお渡し致しますので、当月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

お支払方法

- 1) 銀行口座引落（※口座引落のみ毎月26日に引落となります。）
- 2) 銀行指定口座振り込み
- 3) 現金払い

以上の3通りの中からご契約の際お選びください。

9. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。

10. 緊急時訪問看護加算及び24時間対応体制加算の連絡先

事業者名称	ユアー訪問看護リハビリステーション中央市
所在地	〒409-3802 山梨県中央市西新居1-83
電話番号	電話 055-269-9390

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者様およびそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 高齢者虐待防止

本事業所は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情申し立て窓口

国民健康保険団体連合会 介護・保険者支援課	所在地 山梨県甲府市蓬沢1丁目15番35号 電話 055-233-9201
甲府市 福祉支援室長寿介護課高齢者支援係	所在地 山梨県甲府市丸の内1丁目18-1 電話 055-237-5613
中央市 地域包括支援センター	所在地 山梨県中央市臼井阿原301番地1 電話 055-274-8558
南アルプス市 介護福祉課	所在地 山梨県南アルプス市小笠原376 電話 055-282-6179
昭和町 福祉介護課	所在地 山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2 電話 055-275-8784
甲斐市 福祉部長寿推進課	所在地 山梨県甲斐市篠原2610番地 電話 055-278-1693
市川三郷町 介護課	所在地 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790-3 電話 055-272-1106
笛吹市 保健福祉部介護保険課	所在地 山梨県笛吹市石和町市部800 電話 055-261-1903

14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って、必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。